

Press Release

報道関係者 各位

平成 30 年 12 月 26 日

【照会先】

社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室
室長 山口 正行（内線 3005）
室長補佐 内野 英夫（内線 3041）
（代表）03（5253）1111
（直通）03（3595）2500

平成 29 年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への 対応状況等（調査結果）を公表します。

厚生労働省では、平成29年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。これは、障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）を受け、各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を毎年度明らかにするものです。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			(参考) 都道府県労働局の 対応		
市区町村等への 相談・通報件数	4,649 件 (4,606 件)	2,374 件 (2,115 件)	691 件 (745 件)	虐待判断 件数	597 件 (581 件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,557 件 (1,538 件)	464 件 (401 件)	/	被虐待者数	1,308 人 (972 人)
被虐待者数	1,570 人 (1,554 人)	666 人 (672 人)			

(注1) 上記は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
カッコ内については、前回調査(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、平成 30 年 8 月 22 日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。

【参考資料】

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 障害者虐待対応状況調査 経年グラフ
- 3 平成 29 年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞
- 4 平成 29 年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞
- 5 平成 29 年度 障害者虐待防止法対応状況調査結果報告書

【主なポイント】

＜養護者による障害者虐待＞

- 養護者による障害者虐待の相談・通報件数については、平成 28 年度からほぼ横ばい(4,606 件→4,649 件)。虐待判断件数についてもほぼ横ばい(1,538 件→1,557 件)である。[参考資料 2-1 参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、昨年度から横ばいとなっている。
(平成 28 年度：33% (1,538/4,606)、平成 29 年度：33% (1,557/4,649)) [参考資料 2-1 参照]
- 相談・通報者の種別では、警察が 28% (1,312 件)、本人による届出が 18% (857 件)、相談支援専門員が 16% (767 件)、施設・事業所の職員が 14% (670 件) であり、これらが上位を占める。[参考資料 5 P3 参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が 61%と最も多く、次いで心理的虐待が 33%、経済的虐待が 23%、放棄・放置が 16%、性的虐待が 4%の順。[参考資料 5 P5 参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が 55%と最も多く、次いで精神障害が 34%、身体障害が 19%の順。[参考資料 5 P7 参照]
- 虐待の事実が認められた事例での対応策として被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例は、636 人で全体の 41%を占める。[参考資料 5 P10 参照]
- 虐待による死亡事例は、1 人。[参考資料 5 P11 参照] (平成 28 年度は 5 人)

＜障害福祉施設従事者等による障害者虐待＞

- 障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は、平成 28 年度から 12%増加 (2,115 件→2,374 件)。判断件数については 16%増加 (401 件→464 件) している。[参考資料 2-2 参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、ほぼ横ばい。
(平成 28 年度：19% (401/2,115)、平成 29 年度：20% (464/2,374)) [参考資料 2-2 参照]
- 相談・通報者の種別では、本人による届出が 20%と最も多い。次いで、当該施設・事業所職員からが 18%、当該施設・事業所設置者・管理者からが 11%となっている。[参考資料 5 P12 参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が 56%と最も多く、次いで心理的虐待が 42%、性的虐待が 14%、放棄、放置が 7%、経済的虐待が 6%の順。[参考資料 5 P17 参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が 71%と最も多く、次いで身体障害が 22%、精神障害が 17%の順。[参考資料 5 P18 参照]
- 虐待者の職種は、生活支援員が 44%、管理者が 10%、その他従事者が 7%、サービス管理責任者が 5%、世話人と設置者・経営者が 4%の順。[参考資料 5 P19 参照]
- 虐待の事実が認められた事例への対応状況として障害者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したものは 231 件であった。[参考資料 5 P21 参照]
- 虐待による死亡事例は、なし。(平成 28 年度もなし)

※ 使用者による障害者虐待

雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室において集計